

平成28年8月22日

社員の酒気帯び運転について

このたび、当社の保線社員が友人らと飲酒後に自家用車を運転し、道路交通法違反により警察に検挙されるという事実が判明しました。

当社は、お客さまからの信頼を回復するため、コンプライアンスを徹底する取り組みを進めてきたところですが、このような絶対にあってはならない事象を発生させてしまい、ご利用のお客様をはじめ多くの方々にご迷惑ご心配をお掛けすることを深くお詫び申し上げます。

- 1 発生日時 平成28年8月21日（日） 7時01分頃
- 2 発生場所 函館市人見町2丁目
- 3 関係者 函館保線所 長万部保線管理室社員
- 4 概況
本人は、函館市内の飲食店で飲酒した後、自家用車で帰宅途中、警察に停止を求められ、アルコール検査の結果、酒気帯び運転として検挙されました。
- 5 対策等
 - ・当該社員に対しては厳正に処分します。
 - ・各現場長に対して事象の周知を図るとともに、全社員に対する再発防止に向けた社員指導を強化してまいります。